

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ ECHA が新たな SVHC として 10 物質の追加を公表

2) 内容

- ・ 2018 年 6 月 27 日 ECHA (欧州化学物質庁) は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として、10 物質の Candidate List への追加について公表した。
- ・ 追加された SVHC (10 物質)
 - Benzene-1,2,4-tricarboxylic acid 1,2 anhydride (trimellitic anhydride; TMA)
 - Benzo[ghi]perylene
 - Decamethylcyclopentasiloxane (D5)
 - Dicyclohexyl phthalate (DCHP)
 - Disodium octaborate
 - Dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)
 - Ethylenediamine (EDA)
 - Lead
 - Octamethylcyclotetrasiloxane (D4)
 - Terphenyl, hydrogenated
- ・ TMA は 2018 年 4 月 19 日に官報 (EU) 2018/594 で追加された SVHC で、DCHP は 2018 年 4 月 25 日に官報 (EU) 2018/636 で追加された SVHC である。今回は第 19 次で合計 191 物質となった。(追加 8 物質+2 物質)

3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ SVHC の URL
<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

6) その他

- ・ なし